

建設会社の 「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から建設会社にも
時間外労働の上限規制が適用されます。

ポイント1

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

ポイント2

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- **1年間の時間外労働は720時間以内**
- **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満(※)**
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内(※)**
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

✓ 今後このような取り組みが進んでいくものと考えられます。
工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

週休2日制の
推進

年次有給休暇
の取得促進

適正な工期の
設定

施工時期の
平準化

適切な賃金
水準の確保

人材確保と
育成など



(※) 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



中小企業に対する月60時間超の 時間外労働の割増賃金率が 引き上げられました！



(令和5年4月1日～)

月60時間超の残業割増賃金率 **大企業、中小企業とも50%**
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)



- ◆ 「働き方改革」の取り組みをサポートするため、労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお近くの労働基準監督署にお問合せください。



受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）